

令和5年度幌延町障害者就労施設等からの物品等調達推進方針

1 趣旨

国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（平成24年法律第50号。以下「障害者優先調達推進法」という。）第9条の規定に基づき、障害者就労施設等からの物品等の調達の推進を図るための方針を定め、本町における障がい者優先調達の一層の推進を図る。

2 用語の定義

本方針において使用する用語は、障害者優先調達推進法で使用する用語の例による。

3 適用の範囲

本方針は、幌延町の全ての組織に適用するものとする。

4 調達の対象となる施設

本方針において調達の対象となる障害者就労施設等は、次に掲げる施設等であって、その所在地又は住所地が北海道内にあり、かつ、物品等の調達が可能な施設とする。

（1）障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年度法律第123号）に基づく事業所・施設等

ア 就労移行支援事業所

イ 就労継続支援事業所（A型・B型）

ウ 生活介護事業所

エ 障害者支援施設（就労移行支援、就労継続支援及び生活介護を行うものに限る。）

オ 地域活動支援センター

カ 小規模作業所

（2）障がい者を多数雇用している企業等

ア 障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）に基づく子会社の事業所（特例子会社）

イ 重度障害者多数雇用事業所（以下の①～③の全ての要件を満たす事業所）

① 障がい者の雇用者数が5人以上

② 障がい者の割合が従業員の20%以上

③ 雇用障がい者に占める重度身体障がい者及び精神障がい者の割合が30%以上

（3）在宅就業障害者等

ア 在宅就業障害者（自宅等において物品の製造、役務の提供等の業務を自ら行う障がい者）

イ 在宅就業支援団体（在宅就業障がい者に対する援助の業務等を行う団体）

5 調達の対象品目等

本町が障害者就労施設等から調達する物品等は、次のとおりとする。

(1) 物品

農作物、加工食品、紙製品、木工製品、印刷物、日用品、啓発用品その他障がい者就労施設等が提供可能な物品。

(2) 役務

クリーニング、施設等の清掃作業、除草等の軽作業その他障害者就労施設等が提供可能な役務。

6 調達の推進方法

- (1) 調整担当部署は、年度毎に前年度の調達実績や当該年度の調達予定を勘案のうえ、障害者就労施設等からの調達の目標を決定する。
- (2) 障害者就労施設等がその特性により不当に排除されないようにするために、調達に係る競争への参加の機会の確保に留意するとともに、調達に当たっては、予算の適正な執行に配慮しつつ、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第1号又は第3号に基づく随意契約制度を活用しながら、障害者就労施設等からの物品等の調達の推進に努める。
- (3) 障害者就労施設等からの調達にあたっては、可能な範囲で、障害者就労施設等の特性に配慮した仕様及び納期の設定等に努める。
- (4) 調整担当部署は、本方針及び障害者就労施設等の情報を収集し各部署へ情報提供を行う。各部署は、その情報を基に、地元中小企業等に十分に配慮しながら、可能な限り障害者就労施設等からの物品等の調達の推進に努める。

7 調達方針及び調達実績の公表

- (1) 本方針を策定又は見直しをしたときは、町ホームページ等により公表する。
- (2) 町は、年度終了後、物品等の調達の実績を取りまとめ、その概要を町ホームページ等により公表する。

8 調達の目標

令和5年度の調達目標額は、令和4年度に障害者就労施設等から調達した実績額を上回ることを目標とする。

9 調整担当部署

本方針の策定及び見直し及び調整事務は、保健福祉課社会福祉係が行う。

10 その他

障害者就労施設等からの物品等の調達の推進に資するよう、必要に応じ本方針の見直しを行うものとする。